

プリンティング札幌

[Website] <http://sapporo.print.or.jp/>

[E-mail] info@sapporo.print.or.jp

大和副支部長挨拶 P2

役員会報告 P3

平成24年工業統計 P4

第8回MUDコンペティション募集要項 P5～P8

環境・労務委員会より
有機溶剤を正しく使いましょう P10～P19

教育・研修委員会より「特別ライセンスプログラムCC」
更新手続き・新規募集のご案内 P20～P21

組合員紹介 P22

業界動向／編集後記 P23

〔表紙写真〕 昭和30年9月 藻岩山より
(有)さっぽろフォトライブ

VOL.
465

平成26年 9月5日発行



HOKKAIDO
PRINTING INDUSTRY ASSOCIATION
SAPPORO BRANCH

発行所 / 〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目 エイト会館
北海道印刷工業組合札幌支部 TEL.011-531-6061
発行人 / 支部長 岸 昌洋
編集人 / 経営革新・マーケティング事業委員長 加藤 景



古紙100%再生紙



ご挨拶



北海道印刷工業組合
札幌支部
副支部長

大和 繁樹

ご挨拶

今期より札幌支部副支部長兼、環境・労務事業委員長を拝命いたしました株式会社ヒロミ産業の大和です。

岸支部長を中心とした組合員の皆様に有益な情報を発信し、未来に繋がる札幌支部にするべく邁進してまいります。

事業については、環境関連としまして皆様が毎日のように使用している有機溶剤について、あらためて使用方法や保管方法、廃棄方法などをプリンティング札幌に掲載し、ご理解いただき法令に沿った管理を促し、適正な仕様を推進してまいります。

また、グリーンプリンティング認定制度についても、あらためて普及活動を行い環境意識の向上に努めてまいります。

併せてCSR認定制度についても同様に周知と普及活動を行います。

一期二年間、よろしくお願いいたします。

株式会社ヒロミ産業

大和 繁樹

北海道印刷工業組合札幌支部 平成26年度8月定例役員会 役員会報告

〔日時〕平成26年8月27日(水) 13:30～ 〔会場〕エイト会館

■出席者：岸支部長、加藤委員長、山委員長、矢吹委員長、岡部委員長、河口分区長、
郡司分区長、五十嵐

■議事録担当：五十嵐

■議事進行：岸

1.協議事項

①北海道文化典札幌大会の件／各委員長

平成26年8月27日10:00～ エイト会館にて最終
打ち合わせ。

今日現在(8月26日)の出席人数は、記念式典が89
社163名、記念講演が87社160名、記念パーティーは
94社167名。

記念パーティーについては、今日時点でキャンセル
を受け付けない。

②「印刷の月」の事業について／矢吹委員長

平成26年8月27日13:30～ 「印刷の月」モエレ
花火大会プログラム印刷の抽選会を実施。

3社申し込み。厳選なる抽選の結果(株)メディア・ワ
ンに決定。花火チケットの申し込み状況について報告。

③2014北海道情報・印刷産業展について

9月4日9:30～ 開会式、17:00まで開催

9月5日9:30～17:00まで開催

9月6日9:30～16:00まで開催

④事務局規程見直しの件／山委員長

専門家を交えての内容状況確認する予定で、継続審議。

⑤平成26年度札幌市優良工場並びに優良従業員推薦に ついて

優良工場、優良従業員を役員、分区長中心に検討
中。9月の役員会で報告、推薦予定。

2.委員会報告／各委員長

・経営革新・マーケティング委員会／加藤委員長

共創ネットワークについて、各都道府県より「サービ
ス・技術・商品」で特化したものを全国に向け売り出そ
うという企画。現在札幌支部より、(株)ホクラミ、中西
印刷(株)より申し込みがあった。

・環境・労務委員会／大和委員長

有機溶剤関連の記事をプリンティング札幌に掲載
中。9月号で終了予定。プリンティング札幌10月号に
JPPSの告知とCSR認定第7期募集(10月31日締切)
を掲載予定。

・組織・共済委員会／山委員長

財務状況報告等。

・教育・研修委員会／矢吹委員長

「印刷の月」事業進捗状況報告。9月5日札幌大会
当日の役割について打ち合わせ。

・青年部委員会／岡部委員長

8月26日に札幌支部青年部5名で委員会開催。文化
典の当日役割、印刷人フォーラムについての打ち合わ
せ。9月6日の印刷人フォーラムは(株)プリプレス・セ
ンターの藤田社長より事例報告をしてもらう。青年部
で進めている「グローバル」については、企画書を提出
し支部の事業として検討する。

3.分区報告／分区長

・東分区／河口分区長

8月の例会は行っていない。

・西分区／磯野分区長(代理／大和委員長)

8月12日(火)「風雅」にて例会を開催。8社、8名出
席。文化典参加状況、9月の西分区一泊研修(小樽)に
ついて。

・南分区／山分区長

8月の例会は行っていない。

・北分区／郡司分区長

8月8日(金)「三海の華」にて例会を開催。13社、
13名出席。文化典参加要請、10月の北分区観楓会に
ついて。

4.月次決算報告／五十嵐

9月5日の文化典札幌大会財務状況、請求状況、入
金状況報告。

5.その他

①「プリンティング札幌9月号」の件

9月5日文化典札幌大会にて配布。オールカラーで発
行。10月号の記事について。

②組合案内パンフレットの作成について

③入会金の必要性について

④メーカー工場見学ツアーについて

PODメーカー4社をバスで巡るツアーを検討中。

⑤平成27年2月13日(金)札幌支部合同分区会の内容に ついて

次回予定：9月25日13時半より開催

平成24年工業統計 市区町村別・産業中分類別統計表 札幌市抽出

市区町村	産業分類	事業所数			従業者数 (人)	現金給与 総 額 (万円)	原材料 使用額等 (万円)
		計	内従業者 30人～299人	内従業者 300人以上			
全国計	製造業計	216,262	40,650	3,106	7,425,339	3,241,488,629	18,327,089,604
北海道	製造業計	5,716	1,136	50	166,429	56,157,265	427,636,261
札幌市	製造業計	985	189	8	27,900	8,299,741	24,954,501
札幌市中央区	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1	-	102	30,108	41,024
札幌市中央区	印刷・関連連業	37	7	-	843	277,414	452,463
札幌市中央区	製造業計	100	14	-	1,901	566,268	970,267
札幌市北区	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	-	-	4	X	X
札幌市北区	印刷・関連連業	8	1	-	155	45,823	77,702
札幌市北区	製造業計	75	3	-	885	268,761	789,332
札幌市東区	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1	-	48	12,148	28,485
札幌市東区	印刷・関連連業	30	4	1	1,367	527,520	1,122,772
札幌市東区	製造業計	215	37	1	5,287	1,816,625	5,081,632
札幌市白石区	パルプ・紙・紙加工品製造業	4	1	-	86	26,522	96,949
札幌市白石区	印刷・関連連業	18	3	-	277	86,058	176,958
札幌市白石区	製造業計	183	32	3	5,600	1,457,333	4,789,408
札幌市豊平区	パルプ・紙・紙加工品製造業	1	-	-	4	X	X
札幌市豊平区	印刷・関連連業	6	-	-	65	19,140	25,713
札幌市豊平区	製造業計	47	6	1	2,093	534,001	1,059,827
札幌市南区	印刷・関連連業	3	-	-	18	X	X
札幌市南区	製造業計	27	1	-	279	73,090	228,371
札幌市西区	パルプ・紙・紙加工品製造業	5	1	-	111	41,762	111,741
札幌市西区	印刷・関連連業	41	12	-	1,350	478,804	1,120,276
札幌市西区	製造業計	213	59	2	7,092	2,286,618	6,992,958
札幌市厚別区	印刷・関連連業	3	1	-	133	37,488	84,165
札幌市厚別区	製造業計	28	10	1	2,021	417,931	2,486,923
札幌市手稲区	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	2	-	80	X	X
札幌市手稲区	印刷・関連連業	6	2	-	133	46,475	288,481
札幌市手稲区	製造業計	77	21	-	2,039	626,271	2,018,225
札幌市清田区	印刷・関連連業	1	-	-	10	X	X
札幌市清田区	製造業計	20	6	-	703	252,843	537,558

市区町村	産業分類	製造品出荷額等		粗付加価値額 (万円)	有形固定資産年末現在高 (従業者30人以上) (万円)
			内その他収 入 額 (万円)		
全国計	製造業計	28,872,763,939	1,923,769,591	9,740,503,320	6,637,815,157
北海道	製造業計	613,942,547	32,275,615	165,849,017	122,708,527
札幌市	製造業計	48,783,819	1,972,850	21,376,943	12,405,390
札幌市中央区	パルプ・紙・紙加工品製造業	82,541	3,707	39,560	X
札幌市中央区	印刷・関連連業	988,111	17,404	513,118	260,298
札幌市中央区	製造業計	2,059,641	50,474	1,032,676	346,263
札幌市北区	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	-	X	-
札幌市北区	印刷・関連連業	177,176	-	94,744	X
札幌市北区	製造業計	1,427,327	80,604	607,127	X
札幌市東区	パルプ・紙・紙加工品製造業	62,494	-	32,596	X
札幌市東区	印刷・関連連業	2,751,441	22,172	1,551,275	283,026
札幌市東区	製造業計	9,671,102	248,204	4,376,691	1,465,635
札幌市白石区	パルプ・紙・紙加工品製造業	159,691	11,500	59,910	X
札幌市白石区	印刷・関連連業	387,184	-	200,501	29,959
札幌市白石区	製造業計	10,382,904	337,098	4,117,817	3,249,372
札幌市豊平区	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	-
札幌市豊平区	印刷・関連連業	59,808	860	32,472	-
札幌市豊平区	製造業計	2,288,462	5,382	1,170,347	81,432
札幌市南区	印刷・関連連業	X	-	X	-
札幌市南区	製造業計	385,710	50,850	149,850	X
札幌市西区	パルプ・紙・紙加工品製造業	191,483	5,861	75,920	X
札幌市西区	印刷・関連連業	2,089,085	38,921	925,256	693,566
札幌市西区	製造業計	14,468,912	683,675	7,001,532	5,405,116
札幌市厚別区	印刷・関連連業	149,774	-	62,501	X
札幌市厚別区	製造業計	3,451,771	7,588	922,661	395,823
札幌市手稲区	パルプ・紙・紙加工品製造業	X	X	X	X
札幌市手稲区	印刷・関連連業	405,822	27,625	111,830	X
札幌市手稲区	製造業計	3,473,790	481,491	1,386,505	773,674
札幌市清田区	印刷・関連連業	X	-	X	-
札幌市清田区	製造業計	1,174,200	27,484	611,737	574,382

平成24年工業統計表「市区町村編」データ（経済産業省大臣官房調査統計グループ）「平成26年4月11日公表」
 経済産業省ホームページより <http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/result-2/h24/kakuho/sichoson/index.html>

The 8th



株式会社長英（東京都） 益永 貴広



「第8回メディア・ユニバーサルデザインコンペティション」

■開催趣旨

各産業界および個々の企業の社会的責任が重要視されている現在、印刷業においてもその責務を果たすためのコンプライアンス活動が求められています。全日本印刷工業組合連合会ではそれを踏まえて、すべての人に優しく、誰もが快適に利用できることを目的としたユニバーサルデザインの考え方に準じ、デザインや文字など、より多くの人に伝わる情報を提供する「メディア・ユニバーサルデザイン (MUD) 活動」に取り組んでいます。

この取り組みをより強固なものとするために、一般社会に対してMUD活動の意義と必要性を広くアピールし、印刷業界においては印刷技術の向上に貢献することを目指して、本年も「第8回メディア・ユニバーサルデザインコンペティション」を開催します。

コンペには創意工夫の凝らされた作品が数多く集まり、回を重ねるごとにレベルは向上しています。今回も一般の方だけではなく、高齢者・障がい者や子ども、外国人などすべての人に対して優しいデザインの実現を目的とする、斬新なアイデアに富んだ作品を募集します。

■**応募期間** 2014年**9月1日**(月)～**11月28日**(金)〔当日消印有効〕

■応募作品〔例〕

- ・カレンダー・地図・パンフレット・サイン・パッケージ・チラシ・ポスター・ラベル
- ・ゲーム(UNO、トランプ等) など

■応募資格

一般の部：プロ・アマを問わず、どなたでもご応募いただけます。

学生の部：大学・短期大学・専門学校・高等学校に在籍している学生・生徒。

■応募対象作品

2013年7月以降に制作されたものとします。

■応募方法

作品1点とデータ1点(CD-Rにai/eps/jpeg/pdfいずれかの形式でアウトライン化して保存したもの)を、出品申込書とともにお送りください。

※入選作品に選ばれた場合、ご提出いただいたデータをもとに受賞作品集の制作を行います。

■出品料

一般：3,000円(応募作品1点につき) 学生：無料

※2014年11月28日(金)までにお振込願います。

■振込先

口座名義：全日本印刷工業組合連合会

三菱東京UFJ銀行	八重洲通支店	当座預金	9007457
みずほ銀行	京橋支店	当座預金	0114231
りそな銀行	東京中央支店	当座預金	1362911
商工組合中央金庫	本店	当座預金	2021935

※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

■授与賞

◆一般の部

- ・経済産業大臣賞(申請中)：表彰状、賞金100,000円
- ・優秀賞：表彰状、賞金 50,000円
- ・佳作：表彰状、賞金 10,000円

◆学生の部

- ・経済産業大臣賞(申請中)：表彰状、図書カード30,000円分
- ・優秀賞：表彰状、図書カード10,000円分
- ・佳作：表彰状、図書カード 3,000円分

主 催

全日本印刷工業組合連合会

後 援〔予定・順不同〕

経済産業省
一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会
読売新聞社
朝日新聞社
日本経済新聞社
一般社団法人日本印刷産業連合会
一般社団法人日本プロモーション・マーケティング協会
公益社団法人日本グラフィックデザイナー協会
公益社団法人日本パッケージデザイン協会
日本図書設計家協会
NPO法人 メディア・ユニバーサル・デザイン協会
NPO法人 カラーユニバーサルデザイン機構

協 力〔予定・順不同〕

東洋インキ株式会社
株式会社イワタ
EIZO株式会社
株式会社モリサワ
全国印刷緑友会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会・SPACE-21
日本青年会議所 メディア印刷部会

審 査 日

予備審査：2014年12月16日（火）

本 審査：2014年12月17日（水）

審査結果発表日

2014年12月24日（水）

※入選者のみ入選通知書をお送りいたします。

審査基準

- メディア・ユニバーサルデザインの観点から、見やすさにおいて優れているもの。
- 斬新な発想とアイデアにより、独自の新規性や工夫・技法が考慮されているもの。
- 色彩構成だけでなく企画・デザイン・素材などの組み合わせにより、メディア・ユニバーサルデザインの配慮がなされているもの。
- それぞれのメディア（部門）において、実用的かつ機能的なもの。

以上4点を総合的に勘案し審査を行い、最も優れた作品を経済産業大臣賞として表彰します。

審査委員〔予定・敬称略〕

伊藤 啓（東京大学 分子細胞生物学研究所 脳神経回路研究分野 准教授）

経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課 担当官
一般財団法人国際ユニヴァーサルデザイン協議会 担当審査員
武者 廣平（NPO法人カラーユニバーサルデザイン機構 理事長）

土生 英彦（色覚問題研究グループぱすてる 事務局長）

高橋 正実（MASAMI DESIGN）

橋田 規子（芝浦工業大学 デザイン工学部 デザイン工学科 教授）

日原佐知夫（創造意匠）

伊藤 裕道（NPO法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会 理事長）

橋本 博（NPO法人メディア・ユニバーサル・デザイン協会 事務局長）

土屋 勝則（全日本印刷工業組合連合会 教育・研修委員会 委員長）

表彰式

日 程：2015年2月もしくは3月を予定

会 場：未定

注意事項

- 応募期間を過ぎての作品の応募、および振込期限を過ぎての出品料の振込がなされた場合は、審査および入選対象から除外しますので、ご注意願います。
- 作品の保管場所や審査会場・展示会場の都合により、作品のサイズによっては実物による出品の受付ができない場合があります。
- 応募作品およびデータの返却はいたしません。

知的財産権について

- 応募作品の知的財産権は、応募者に帰属することとします。従って、応募者は応募作品に関して、自ら適切な権利処理を行い、第三者の権利を侵害するものでないことを保証するものとします。
- 応募作品が第三者の権利を侵害していることが判明した場合、また、類似が認められる場合は、審査対象からの除外、または受賞を取り消す場合があります。
- 入選作品は展示・公開され、また応募作品は各種の印刷媒体・ホームページ等に掲載される場合があります。また、その時に一部の変形及び翻案を行う場合があります。
- その他、第三者による権利侵害等の紛争が生じた場合、応募者が解決することとし、主催者は損害賠償等の責任を一切負わないものとします。

作品応募先

〒166-8539 東京都杉並区和田1-29-11

公益社団法人 日本印刷技術協会内

「第8回メディア・ユニバーサルデザイン

コンペティション」係

TEL：03-3384-3111

FAX：03-3384-3481

※応募作品の提出先が上記に変わりましたのでご注意ください。

お問合せ先

〒104-0041 東京都中央区新富1-16-8

日本印刷会館4F 全日本印刷工業組合連合会

「第8回メディア・ユニバーサルデザイン

コンペティション」係

TEL：03-3552-4571

FAX：03-3552-7727

「第8回メディア・ユニバーサルデザインコンペティション」出品申込書

(コピーしてご利用ください)

以下の項目を**全て**ご記入ください。

応募資格	①一般の部 ②学生の部 (いずれかに○をつけてください)		
企業名／学校名			
(ふりがな)			
出品者氏名			
連絡先の区分	①企業 ②学校 ③自宅 (いずれかに○をつけてください)		
住 所	〒		
T E L		F A X	
E - m a i l			
発行会社 (クライアント)			
作 品 名			
工 夫 点 (右の枠の中で、 作品のポイント を簡潔にご記入 ください)			

募集要項を理解した上で、「第8回メディア・ユニバーサルデザインコンペティション」に応募します。

署 名 _____ 印 _____

※出品者名と異なる方が出品料をお振り込みになる場合のみ、下記振込人名義をご記入ください。

振込人名義 _____

有機溶剤とは

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されています。有機溶剤は常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収されます。



規則の対象となる有機溶剤は

有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象となる有機溶剤は右ページの54種類です。**有機溶剤等**とは、有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤の含有率が5%（重量パーセント）を超えるもの）をいいます。

有機溶剤業務とは

- イ **有機溶剤等を製造する工程**における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（フに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払しょくの業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（フに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ヲ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

屋内作業場等とは

- 屋内作業場
- 船舶の内部
- 車両の内部
- タンク等の内部
 - 地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場
 - 船倉の内部その他通風が不十分な船舶の内部
 - 保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部
 - タンクの内部
 - ピットの内部
 - 坑の内部
 - ずい道の内部
 - 暗きよ又はマンホールの内部
 - 箱桁の内部
 - ダクトの内部
 - 水管の内部
 - そのほか通風が不十分な場所（航空機、コンテナ、蒸気管、煙道、ダム、船体ブロックの各内部等）

有機溶剤の種類と区分

有機溶剤中毒予防規則の対象となる有機溶剤は下記の54種類です

	物質名	CAS No.	沸点	参考 IARC	がん原性 指針
第1種有機溶剤	クロロホルム	67-66-3	62℃	2B	○
	四塩化炭素	56-23-5	77℃	2B	○
	1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	107-06-2	84℃	2B	○
	1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）	540-59-0	60℃		
	1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	79-34-5	146℃	3	
	トリクロロエチレン	79-01-6	87℃	2A	
	二硫化炭素	75-15-0	46℃		
第2種有機溶剤	アセトン	67-64-1	56℃		
	イソブチルアルコール	78-83-1	108℃		
	イソプロピルアルコール	67-63-0	83℃	3	
	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	123-51-3	132℃		
	エチルエーテル	60-29-7	35℃		
	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	110-80-5	135℃		
	1-ブタノール	111-15-9	156℃		
	1-ブタノール（別名セロソルブアセテート）	111-15-9	156℃		
	1-ブタノール（別名セロソルブ）	111-76-2	171℃	3	
	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	109-86-4	125℃		
	オルト-ジクロロベンゼン	95-50-1	180℃	3	
	キシレン	1330-20-7	138℃	3	
	クレゾール	1319-77-3	191℃		
	クロロベンゼン	108-90-7	132℃		
	酢酸イソブチル	110-19-0	118℃		
	酢酸イソプロピル	108-21-4	89℃		
	酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	123-92-2	142℃		
	酢酸エチル	141-78-6	77℃		
	酢酸ノルマル-ブチル	123-86-4	126℃		
	酢酸ノルマル-プロピル	109-60-4	102℃		
	酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）	628-63-7	149℃		
	酢酸メチル	79-20-9	57℃		
	シクロヘキサノール	108-93-0	161℃		
	シクロヘキサノン	108-94-1	156℃	3	
	1,4-ジオキサン	123-91-1	101℃	2B	○
	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	75-09-2	40℃	2B	○
	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	153℃	3	○
	スチレン	100-42-5	145℃	2B	
	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	127-18-4	121℃	2A	○
	テトラヒドロフラン	109-99-9	66℃		
	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	74℃	3	○
	トルエン	108-88-3	111℃	3	
	ノルマルヘキサン	110-54-3	69℃		
	1-ブタノール	71-36-3	117℃		
	2-ブタノール	78-92-2	100℃		
	メタノール	67-56-1	65℃		
	メチルイソブチルケトン	108-10-1	117℃	2B	
	メチルエチルケトン	78-93-3	80℃		
	メチルシクロヘキサノール	25639-42-3	174℃		
	メチルシクロヘキサノン	1331-22-2	163℃		
	メチル-ノルマル-ブチルケトン	591-78-6	126℃		
第3種有機溶剤	ガソリン		38～204℃	2B	
	コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）		120～200℃		
	石油エーテル		35～60℃		
	石油ナフサ		30～170℃		
	石油ベンジン		50～90℃		
	テレピン油		149℃		
	ミネラルスピリット（ミネラルスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）		130～200℃		

注：上記有機溶剤が5%を超えて含有されている物質も該当します。有機溶剤かどうかわからない場合は、その製品に添付されるSDS（安全データシート）等により確認することが必要です。

注：IARC（国際がん研究機関）の発がん性分類 1：ヒトに対して発がん性がある 2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある
2B：ヒトに対する発がん性が疑われる 3：ヒトに対する発がん性が分類できない

注：がん原性指針については9ページ参照

注：上記物質名中、「クロル」は「クロロ」と表記されることもあります。

使用する有機溶剤等の危険有害性の確認と周知

使用する有機溶剤等の危険有害性を確認し、
関係者に周知徹底し、必要な対策を講じましょう。

1. 使用する溶剤、塗料、原料等の製品に添付されている安全データシート(SDS (Safety Data Sheets))により有機溶剤の種類、含有率を確認する。
2. 各有機溶剤の有害性を確認する。
3. 安全データシートが付されていない場合は、供給元(代理店などの納入元、メーカー)に提供を求める。

製品安全データシート	
作成者(法人にあってはその名称)	
住所	担当者
担当部門	
電話番号	
緊急連絡先	
E-mail	
作成・改訂日	
1. 化学物質等の名称	
2. 危険有害性の要約 GHS分類・・・	
3. 組成、成分情報 名称 成分及び含有量 化学式または構造式 官報公示整理番号(安衛法、化審法) CAS番号	
4. 応急措置 吸入した場合 皮膚に付着した場合 眼に入った場合 飲み込んだ場合 ・・・	
5. 火災時の措置 消火方法 消火剤 ・・・	
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、保護具、緊急措置 環境に対する注意事項 回収、中和・・・	
7. 取扱い及び保管上の注意 技術的対策 局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項 ・・・	
8. ばく露防止及び保護措置 管理濃度 許容濃度 ・日本産業衛生学会 ・ACGIH 設備対策 保護具の種類 ・・・	
9. 物理化学的性質 外観、物性、蒸気圧・・・	
10. 安定性及び反応性・・・	
11. 有害性情報 急性毒性、皮膚腐食性・刺激性・・・	
12. 環境影響情報・・・	
13. 廃棄上の注意・・・	
14. 輸送上の注意・・・	
15. 適用法令・・・	
16. その他(記載内容の問合せ先、引用文献等)	

4. 有機溶剤等に含まれる化学物質の危険有害性、および有機溶剤等に係る事故発生時の措置について、作業者に周知徹底するとともに、必要な対策を講じる。

譲渡・提供するとき

容器・包装への表示

第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を一定*1以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて他の事業者へ譲渡、提供する場合は、容器・包装に右の事項の表示が必要です。注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*1 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンについては、0.1%以上

エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノールについては、0.3%以上

その他の有機溶剤については、1%以上

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

文書の交付等

有機溶剤を一定*2以上含有する製剤その他の物を他の事業者へ譲渡、提供する場合は、安全データシート(SDS)の交付等により右の事項の通知が必要です。

注)主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*2 オルト・ジクロロベンゼン、クレゾール、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸メチル、テトラヒドロフラン、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン、コルタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンゼン、ミネラルスピリットについては、1%以上
その他の有機溶剤については、0.1%以上

①名称、②成分及びその含有量、③物理的及び化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵又は取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性又は有害性の要約、⑨安定性及び反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

作業主任者の選任

作業主任者の選任

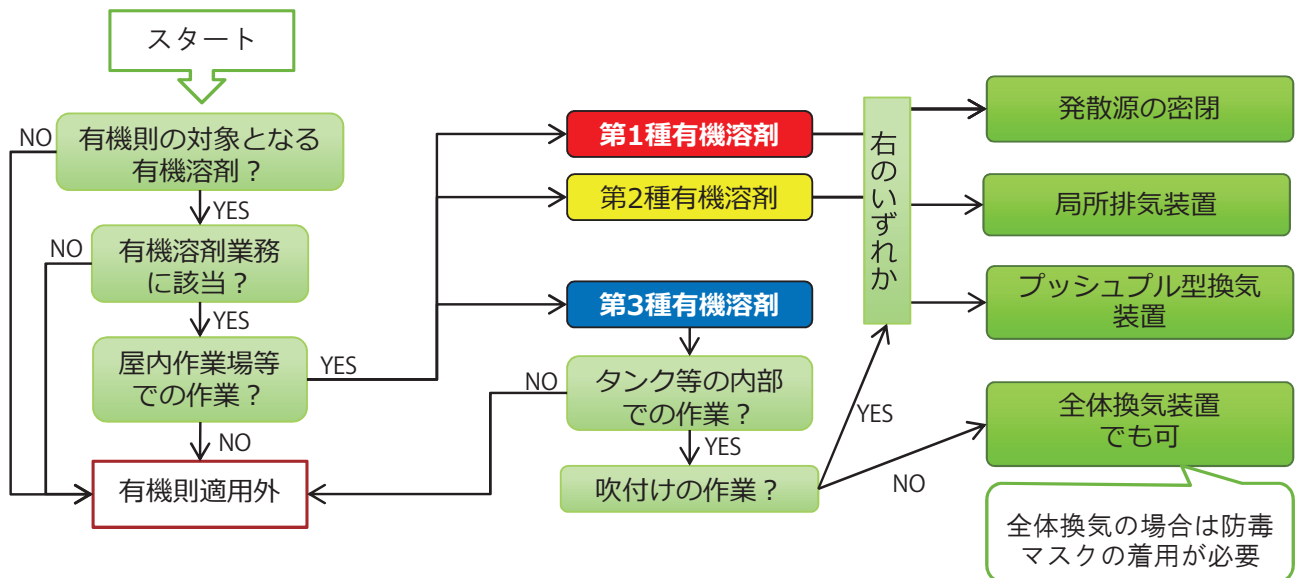
屋内作業場等において、有機溶剤業務を行うときは、作業主任者を選任し、次の事項を行わせる必要があります。

注)試験研究の業務を除く

- 有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任
- 作業主任者の職務
 - ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
 - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
 - ③ 保護具の使用状況を監視すること。
 - ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

有機溶剤蒸気の発散源対策

有機溶剤の発散源対策を確認してみましょう

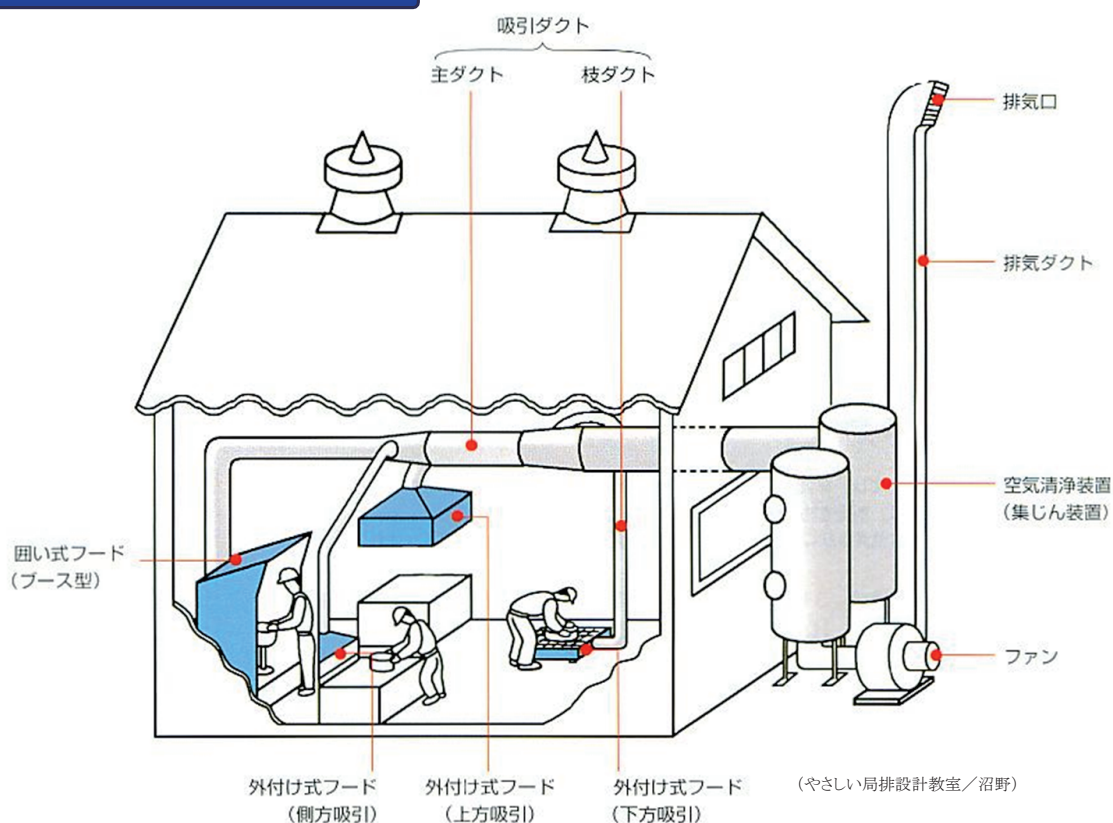


屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、その作業場所に有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設けなければなりません。

有機則適用外であっても、作業の内容、使用する溶剤の有害性の程度に応じて、換気装置の設置、保護具の使用など労働者の健康障害を予防するための措置を講ずるよう努めましょう。

有機溶剤蒸気の発散源対策

局所排気装置の設置例

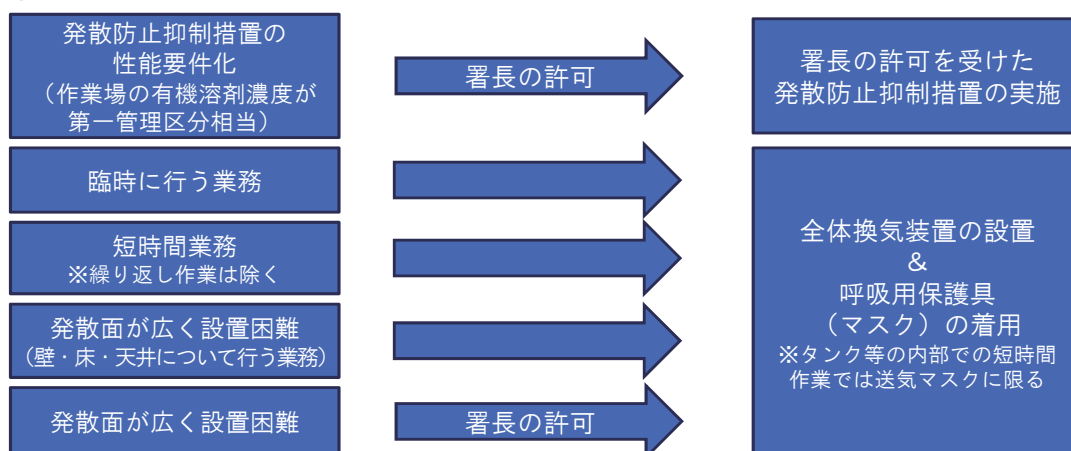


- ・局所排気装置等の設置、移転、変更については、事前に労働基準監督署長への届出が必要です。
- ・局所排気装置は1年以内ごとに1回の定期自主検査と、1月以内ごとに1回の点検が必要です。

局所排気装置など設置の例外

※下記は概略図ですので、要件詳細は法令等によりご確認ください。

(局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けなくてもよい例外)



呼吸用保護具

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません(タンク等の内部での短時間の業務、有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部での業務については、送気マスクに限ります。)。

なお、有機ガス用防毒マスクは有効時間に注意が必要です。

防毒マスク
(半面形)



防毒マスク
(全面形)



送気マスク
(エアラインマスク
フード形)

作業環境管理

作業環境測定

第1種有機溶剤および第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う**屋内作業場**では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- 6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 結果について作業環境評価基準(告示)に基づいて評価を行い、第3管理区分の場合には、直ちに改善のための措置を講じること。第2管理区分の場合も改善に努める必要がある。
- 測定の記録および評価の記録を3年間保存

注：作業環境測定士が事業場内にいないときは、登録を受けた作業環境測定機関に測定を委託する必要があります。

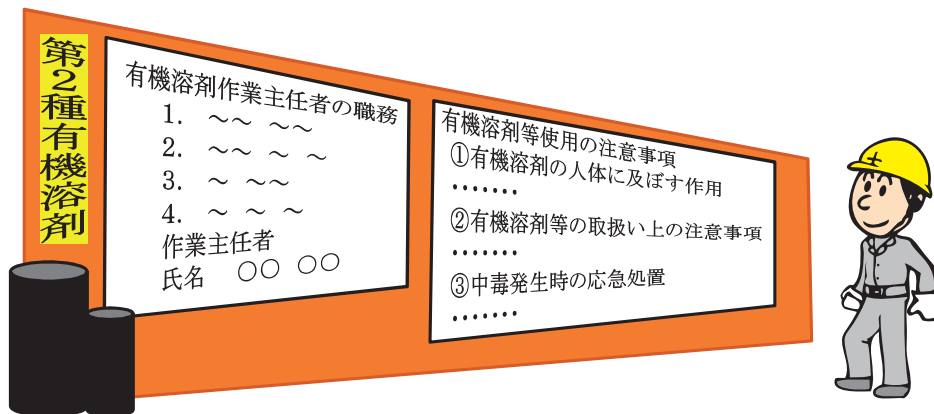
物質名	管理濃度 (ppm)	物質名	管理濃度 (ppm)	物質名	管理濃度 (ppm)
アセトン	500	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	50	テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)	50
イソブチルアルコール	50	酢酸エチル	200	テトラヒドロフラン	50
イソプロピルアルコール	200	酢酸ノルマルブチル	150	1,1,1-トリクロルエタン	200
イソパノール (別名イソアミルアルコール)	100	酢酸ノルマルプロピル	200	トリクロルエチレン	10
エチルエーテル	400	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	50	トルエン	20
エチレンジクロルモノエチルエーテル (別名セロソルブ)	5	酢酸メチル	200	二硫化炭素	1
エチレンジクロルモノエチルエーテルアセテート (別名セロソルブアセテート)	5	四塩化炭素	5	ノルマルヘキサン	40
エチレンジクロルモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルブ)	25	シクロヘキサノール	25	1-ブタノール	25
エチレンジクロルモノメチルエーテル (別名メチルセロソルブ)	0.1	シクロヘキサノン	20	2-ブタノール	100
オルトジクロルベンゼン	25	1,4-ジオキサン	10	メタノール	200
キシレン	50	1,2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	10	メチルイソブチルケトン	20
クレゾール	5	1,2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	150	メチルエチルケトン	200
クロルベンゼン	10	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	50	メチルシクロヘキサノール	50
クロロホルム	3	N,N-ジメチルホルムアミド	10	メチルシクロヘキサノン	50
酢酸イソブチル	150	スチレン	20	メチルノルマルブチルケトン	5
酢酸イソプロピル	100	1,1,2,2-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	1		

掲示と保管

掲示

以下の事項を作業中でも容易にわかるよう見やすい場所に掲示する。

- 作業主任者の氏名・職務の掲示（労働安全衛生規則第18条）
- 有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示（有機則第24条）
- 取り扱う有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）（第1種：赤、第2種：黄、第3種：青）



貯蔵および空容器の処理

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。

空容器は、当該容器を密閉するか、または当該容器を屋外の一定の場所に集積しなければなりません。



適用除外認定

消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、所轄労働基準監督署長の適用除外認定を受けることができます。

この認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。

- 屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）

作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

- タンク等の内部

一日に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量を常に超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = \frac{1}{15} \times A$
第2種有機溶剤等	$W = \frac{2}{5} \times A$
第3種有機溶剤等	$W = \frac{3}{2} \times A$
備考 W＝有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム） A＝作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 m ³ ）。ただし、気積が150m ³ を超える場合は、150m ³ とする。	

健康管理

有機溶剤等健康診断

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、または当該業務への配置替えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について健康診断を実施

＊第3種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部における業務に限る

【必須項目】

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
 - 有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
 - 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
 - 有機溶剤による④⑤及び⑦～⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- ③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- ⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧肝機能検査
- ⑨腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)
- ⑩神経内科学的検査

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン		○		
キシレン、スチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照

※肝機能検査：GOT、GPT、 γ -GTP

※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
1,1,1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサジジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物

- 労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる
- 健康診断の結果(個人票)を5年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)を労働基準監督署に提出

動物実験で発がん性が確認された化学物質の中には、有機溶剤として使用されるものもあります。

国では、そうした化学物質について予防的な観点から指針を発出し、事業者が適切な管理を行うよう要請しています。

* 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき 厚生労働大臣が定める化学物質による 健康障害防止指針(いわゆる「がん原性指針」)

対象は以下の28物質です。(これらを重量の1% を超えて含有するものを含みます。)

◆なお、これらの物質の中には有機溶剤中毒予防規則(有機則)の対象物質が8物質含まれています。有機則が適用される業務については、有機則の措置に加えて指針の措置のうち(3)労働衛生教育、(4)労働者の把握を行ってください。

	物質名	CAS No.	有機溶剤・特定化学物質		
			有機溶剤 (いずれも5% を超える有機 溶剤業務)	特定化学物質 (5%超え)	指針のみ該当 (1%超え)
1	2-アミノ-4-クロロフェノール	95-85-2			○
2	アントフェン	120-12-7			○
3	2, 3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5			○
4	塩化アリル	107-05-1			○
5	オルトフェーレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか			○
6	キノリン及びその塩	91-22-5ほか			○
7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3			○
8	クロロホルム	67-66-3	○		●
9	酢酸ビール	108-05-4			○
10	四塩化炭素	56-23-5	○		●
11	1, 4-ジオキサン	123-91-1	○		●
12	1, 2-ジクロロエタン(別名一塩化エチレン)	107-06-2	○		●
13	1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2			○
14	2, 4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3			○
15	1, 2-ジクロロプロパン	78-87-5			○
16	ジクロロメタン	75-09-2	○		●
17	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○		●
18	7-トフルロエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4	○		●
19	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	○		●
20	ノルマルブチル-2, 3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6			○
21	パーフェジクロルベンゼン	106-46-7			○
22	パーフトロアソール	100-17-4			○
23	パーフトロクロルベンゼン	100-00-5		○	■
24	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン-水合物	302-01-2 7803-57-8ほか			○
25	ビフェニル	92-52-4			○
26	2-ブテナール	123-73-9 4170-30-3 15798-64-8			○
27	1-プロモ-3-クロロプロパン	109-70-6			○
28	1-プロモブタン	109-65-9			○

- ：以下のア及びイ
 ア：1% 超え5 % 以下の場合
 イ：5% 超え、かつ、有機溶剤業務以外の業務の場合
 ■：1% を超え5 % 以下の場合

2012/10/10

これらの物質は、固による長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。これらの物質の人に対するがん原性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

指針に定める措置の内容

※有機則適用業務では同則の規定が優先されます

(1) 対象物質へのばく露を低減させるための措置

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講じてください。

(ア) 作業環境管理

① 使用条件等の変更② 作業工程の改善③ 設備の密閉化④ 局所排気装置等の設置

(イ) 作業管理

① 作業を指揮する者の選任

② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択

③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用

④ 対象物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行ってください。

(ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

(イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持してください。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の取り入れが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置してください。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させてください。

(ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検

(イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置

(ウ) 保護具の使用

(2) 作業環境測定

ア 屋内作業場について、対象物質の空気中における濃度を定期的に測定

✓ 測定は作業環境測定士が実施することが望めます。

✓ 測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めてください。

イ 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行ってください。

✓ アントラセン、キノリン及び1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼンの作業環境測定を除く。

✓ 点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じてください。

ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めてください。

(3) 労働衛生教育

業務に従事する労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行ってください。

ア 対象物質の性状及び有害性

イ 対象物質等を使用する業務

ウ 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置

エ 局所排気装置その他のばく露低減のための設備及びそれらの保守、点検の方法

オ 作業環境の状態の把握

カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

キ 関係法令

※上記の事項に係る労働衛生教育の時間は計4.5時間以上としてください。

(4) 労働者の把握

対象物質等の製造・取扱い業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。

ア 労働者の氏名

イ 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

ウ 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

※上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めてください。

(5) 危険有害性等の表示および譲渡提供時の文書交付

○対象物質等を譲渡又は提供する場合は、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(SDS)の交付等により名称等を通知してください。

○名称等を通知された場合は、労働安全衛生法第101条第2項の規定に基づき、SDSを事業場に掲示する等により労働者に周知してください。

○労働者に対象物質等を取り扱わせる場合には、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」(平成24年厚生労働省告示第133号)の規定に基づき、容器等に名称等を表示するとともに、SDSを作成してください。また、作成したSDSを労働者に周知することが望めます。

有機溶剤中毒予防規則の適用早見表

	条文	規制内容	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤
労働安全衛生法	57条	表示	○	○	×
	57条の2	文書の交付	○	○	○
	88条	計画の届出	○	○	○
有機溶剤中毒予防規則(有機則)	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—
		密閉装置			
		局所排気装置			
		プッシュプル型換気装置			
	6条	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	—	—	○
		密閉装置			○
		局所排気装置			○
		プッシュプル型換気装置			○
		全体換気			吹付け以外 ○
					吹付け×
	14条～17条	局所排気装置等の性能要件	○	○	○
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件	○	○	○
	19条	作業主任者の選任	○	○	○
	20条～21条	定期自主検査	○	○	○
	22条～23条	点検、補修	○	○	○
	24条	掲示	○	○	○
	25条	区分の表示	○	○	○
	26条	タンク内作業	○	○	○
	27条	事故の場合の退避等	○	○	○
	28条～28条の3	作業環境の測定	○	○	×
		実施	○	○	×
		結果の評価	○	○	×
		結果に基づく措置	△	△	×
	29条～30条の3	健康診断の実施	○	○	△
	32条～33条	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	△	△	△
	33条の2,34条	保護具の数等	○	○	○
	35条,36条	貯蔵と空容器	○	○	○

○:義務の対象となるもの △:特定の場合において、義務の対象となるもの

参照条文・・・厚生労働省法令等データベースサービス>第5編労働基準>第2章安全衛生
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
 所在案内:<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「特別ライセンスプログラム“CC”」 2014 更新手続き・新規募集のご案内

全印工連では、本年度もアドビシステムズ株式会社の協力を得て、「Adobe Creative Cloud(略称:CC)」を組合員に特別価格でご提供する「特別ライセンスプログラム“CC”」(2014)の契約更新(補正含む)と新規募集を行います。

本年度も、昨年度と同様にCC+CSの下位バージョン使用権付(従来のCS Design Premium 6.0またはCS Design Standard 6.0以下の下位バージョン使用許諾権付)のAプランと、CCのみのご利用となるBプランをご用意しました。

是非、「特別ライセンスプログラム」へのご参加をいただきますようお願いならびにご案内を申し上げます。

(※1)下位バージョンの使用が許諾されるのは「Aプラン」でのご契約に限られます。

**特別割引キャンペーン!!
「早期お申し込み、お支払い割引」について**
契約更新(補正含む)と新規募集について、下記の①～③のキャンペーン条件を全て満たすことにより、1本につき2,000円を割引いたします。お早目のご検討、お申し込みが大変お得になります!!

〈特別割引キャンペーン条件〉
① 既参加企業は現契約数以上の更新、新規参加企業はDTP用PC全台数分でのご契約。
② 10月20日までにお申し込み。 ③ 10月31日までにお支払いを完了。

※お支払いにつきましては、全日本印刷工業組合連合会からの請求書が到着してからお願い申し上げます。

※全印工連が指定する期日までに代金をお支払いいただきます。指定期日を過ぎた場合は、無効となりますのでご注意ください。

※契約、申込方法等に関するお問合せは、全日本印刷工業組合連合会(TEL: 03-3552-4571 / 担当: 抜井、池尻)までお願いします。

1 特別ライセンスプログラムへの参加メリット

メリット 1 これまでにない特別価格!!

全印工連のスケールメリットを最大限に活用して、全印工連傘下の組合員という限定条件で、これまでにない特別価格とサポート体制を実現します。

メリット 2 常に最新のCCが利用可能!!

特別ライセンスプログラム契約を結ぶことにより、契約期間中は常に最新のCCのご利用が可能となりますので、契約期間中は無償(インストールメディア代のみ有償)で最新バージョンのCCをご提供します。

メリット 3 下位バージョンの使用も可能!!

Aプランで、ライセンスプログラムに参加されますと従来のCreative Suite® Design Premium 6.0 またはDesign Standard 6.0 以下の下位バージョンの使用に関する許諾が得られることとなり、同一PCに下位バージョンをインストールして使用することができるようになります。これにより、著作権侵害のリスクを軽減することができ、企業コンプライアンスと社会的信用度を高める効果が期待できます。

2 特別ライセンスプログラムへの参加条件

参加条件 1 参加資格: 全印工連傘下47都道府県印刷工業組合に所属する組合員企業

参加条件 2 契約期間: 2年間(途中での契約解除・脱退・返金はありません)

参加条件 3 参加条件: 参加するためには以下の諸条件についての同意が必要となります

- ① 契約期間中は全印工連がサブスクリプション(期限付き使用権)の管理を行います。
- ② 会社が保有するDTP用PC全台数分のCCを購入していただきます。(Mac版、Windows版が混在していても構いません)
- ③すでにCS5/CS6を購入されている場合、それぞれの本数分のCC Upgrade料金で本プログラムに参加することができます。その場合、ご使用中のCS5/CS6のシリアルナンバー等の確認をさせていただきます。
- ④ 契約後1年経過時に会社が保有するDTP用PC全台数と、インストールされた製品の本数をご確認いただき、購入本数より超過があった場合は補正をしていただきます。
- ⑤ 契約期間中に購入本数に対して利用本数が減った場合でも、その払い戻しはいたしません。
- ⑥ 契約期間満了時まで契約内容の変更、中止はできません。
- ⑦ 上記内容を含む契約を全印工連と結んでいただきます。

3 プランの概要

A プラン CC+CS Design Premium または CS Design Standard 6.0以下の下位バージョン使用権付プラン

A-1 プラン Creative Suite® Design Premium 6.0以下の下位バージョン使用権付

A-2 プラン Creative Suite® Design Standard 6.0以下の下位バージョン使用権付

※なお、すでに全印工連と下位バージョン使用権付をご契約している場合は、利用料のみのお支払いとなります。

B プラン CCのみのご利用で従来のCS 6.0以下の下位バージョン使用権が付かないプラン

B-1 プラン CCE (FULL) の新規購入

B-2 プラン CCE (FULL) CS5/6からのアップグレード

B-3 プラン CCE (DWP) (CSのPremium相当) の新規購入

B-4 プラン CCE (DWP) (CSのPremium相当) CS5/6からのアップグレード

B-5 プラン CCE (DS) (CSのStandard相当) の新規購入

B-6 プラン CCE (DS) (CSのStandard相当) CS5/6からのアップグレード

※各々のアップグレード版をご購入の場合は、CS5/CS6のシリアルナンバーの証明書の提示が必要となります。

特別ライセンスプログラムご提供価格

下記のご提供価格は1年分の料金を表示していますが、**実際の全印工連とのご契約期間は2年間となりますので、お支払い時には一括で2年分のご請求となることを予めご理解願います。**また、Aプランの場合の「下位バージョン使用権料金」は契約本数分が発生します。(下位バージョン使用権は初回だけのお支払いです。なお、すでに当プログラムに参加されている企業で下位バージョン使用権付をご契約されている場合は、今回は利用料のみのお支払いとなります。)

A プラン

〈 1 下位バージョン使用権 + 2 利用料金 の合計金額となります、消費税は含まれていません 〉

A-1 プラン Creative Suite® Design Premium 6.0 以下の下位バージョン使用権付

計算方法=[115,000 円 × 契約本数] + [下記利用料 (×2 年間) × 契約本数]

利用料	1本	2本	3本	4本	5本	6本	7本	8本	9本	10本	11本以上
CS Premium (相当)	33,000	32,500	32,000	31,500	31,000	30,500	30,000	29,500	29,000	28,500	28,000
CCFULL NEW	75,000	74,500	74,000	73,500	73,000	72,500	72,000	71,500	71,000	70,500	70,000
CCFULL Upgrade	60,000	59,500	59,000	58,500	58,000	57,500	57,000	56,500	56,000	55,500	55,000

A-2 プラン Creative Suite® Design Standard 6.0 以下の下位バージョン使用権付

計算方法=[100,000 円 × 契約本数] + [下記利用料 (×2 年間) × 契約本数]

利用料	1本	2本	3本	4本	5本	6本	7本	8本	9本	10本	11本以上
CS Standard (相当)	30,000	29,500	29,000	28,500	28,000	27,500	27,000	26,500	26,000	25,500	25,000
CCFULL NEW	75,000	74,500	74,000	73,500	73,000	72,500	72,000	71,500	71,000	70,500	70,000
CCFULL Upgrade	60,000	59,500	59,000	58,500	58,000	57,500	57,000	56,500	56,000	55,500	55,000

※なお、すでに下位バージョン使用権付をご契約している場合は、利用料のみのお支払いとなります。

B プラン

〈 CCのみのご利用、消費税は含まれていません 〉

B-1・2プラン CC FULL (Complete)利用料 (1年分、下記の表をご参照下さい。)

利用料	1本	2本	3本	4本	5本	6本	7本	8本	9本	10本	11本以上
1. NEW	75,000	74,500	74,000	73,500	73,000	72,500	72,000	71,500	71,000	70,500	70,000
2. Upgrade	60,000	59,500	59,000	58,500	58,000	57,500	57,000	56,500	56,000	55,500	55,000

B-3・4プラン CS Design Premium 相当利用料 (1年分、下記の表をご参照下さい。)

利用料	1本	2本	3本	4本	5本	6本	7本	8本	9本	10本	11本以上
3. NEW	52,500	52,000	51,500	51,000	50,500	50,000	49,500	49,000	48,500	48,000	47,500
4. Upgrade	39,500	39,000	38,500	38,000	37,500	37,000	36,500	36,000	35,500	35,000	34,500

B-5・6プラン CS Design Standard 相当利用料 (1年分、下記の表をご参照下さい。)

利用料	1本	2本	3本	4本	5本	6本	7本	8本	9本	10本	11本以上
5. NEW	43,500	43,000	42,500	42,000	41,500	41,000	40,500	40,000	39,500	39,000	38,500
6. Upgrade	35,500	35,000	34,500	34,000	33,500	33,000	32,500	32,000	31,500	31,000	30,500

※【B-1・2プラン】 以外は、Muse/Edge等のアプリケーションは使用できません。

飯村印刷株式会社

〒064-0808 札幌市中央区南8条西18丁目3-18 TEL.011-563-2525 FAX.011-513-6004



代表取締役社長
飯村 俊幸

飯村印刷株式会社は、1912年（大正2年）現在の北見市に北見印刷所として創業し、今年で創業102年となる。北見印刷所時代は、社員約40名で主に旭川から北部の官公庁等の仕事を受注していた。当時は、1日25点ほどの仕事が入ってきたが、その後、旭川に9社ほど印刷業者ができ、仕事が激減したため、1937年（昭和12年）札幌に「札幌石版活版印刷所」として移転した。のちに飯村印刷（株）に社名を変更した。

創業当初は、機械はもちろん手動式であり、1926年（大正15年）9月モーター設置許可が下りて電動になった。

飯村社長は、大学卒業後、東京の印刷会社で1年修業し24歳で飯村印刷（株）に入社し現在に至る。

飯村社長は、「仕事は楽しく！自分が楽しく笑顔で接することによってお客様にも楽しんで喜んでもらえる」と話す。

現在の仕事は、ホテルの結婚式や祝賀会等の案内状やしおりなど、1つの分野に特化して行っている。「ソリューションプロバイダー」ということで、差別化を図るために、他にはないデザインなどを取り入れている。さらに「お客様の要望（ニーズ）を全部聞く、どんな無理難題でも聞き入れる」と話す。お客様からの課題を克服しながら、発展してきたようだ。

順風満帆に商売が行っているときは危ない。

いや困ったどうしようと言っているときに良いアイデアが浮かぶ。窮地に追い込まれた時の方が、アンテナを張っていると良い情報が集まってくるそうだ。

商売は、「まず自分が楽しんでゆく。自ら悲しんでいると周りがそうになってしまうので、常に笑顔で笑い飛ばしていきたい」と話す飯村社長は、今後も「朝目覚めてから夜眠るまで精一杯頑張る」をモットーに進めていくようだ。



北見印刷所時代の半被

[企業データ]

飯村印刷株式会社

創 業	1912(大正2)年
資 本 金	1,000万円
住 所	〒064-0808 札幌市中央区南8条西18丁目3-18
電 話 番 号	011-563-2525
FAX 番 号	011-513-6004

より高度な技術と
省力化を目指す皆様に
創意と努力と信頼でお応えする。

印刷機材の総合商社



共同印刷機材株式会社

本 社 札幌市中央区北1条西18丁目1 TEL(011)611-7221 FAX(011)611-7224
出張所 南 館 市 栄 町 2 番 5 号 TEL(0138)23-5832 FAX(0138)23-5836
旭 川 市 8 条 20 丁 目 左 9 号 TEL(0166)35-8668 FAX(0166)35-8678

環境保全のための 社会貢献を致します

ー産業廃棄物処理業許可ー



本社・工場／石狩市新港中央3丁目750番3
TEL(0133)64-4311(代) FAX(0133)64-4312
北見営業所／北見市豊地22-5
TEL(0157)36-0182・FAX(0157)36-0192

札幌支部では、組合員企業に有益な情報を配信するために本誌、「プリンティング札幌」の誌面やファクシミリ等で研修会のご案内、事業のお知らせ等を行っておりますが、有益な情報をより即時にご提供するために貴社のメールアドレスのご登録をいただきたくお願い申し上げます。

何卒、主旨をご理解いただきまして、ご多忙中のところ誠に恐縮ですが別紙の申込用紙に必要事項をご記入いただき、メールもしくはFAXにて組合事務局までご返信くださいますようお願い申し上げます。

編集後記

さあ、待ちに待った第30回北海道情報・印刷文化札幌大会開幕です！

札幌支部役員一同、最高の大会になるように願ってこの日を迎えました。

この大会が皆様の素敵な思い出の一つになればいいなあと思います。

ごげんよう さようなら！

札幌支部 事務局 五十嵐

創造と提案、そして前進

大丸藤井
大丸藤井株式会社

本社／札幌市白石区菊水3条1丁目
☎(011)818-2111(代表)
紙包材営業部／札幌市西区発寒10条14丁目
☎(011)664-3111(代表)



株式会社 サクマ

- 印刷用紙・特殊用紙・OA関連用紙 ●OA機器・化成品・家庭紙
- 社内印刷用紙・板紙・包装資材

本社 〒060-0051 札幌市中央区南1条東4丁目
TEL 011-231-5633 FAX 011-231-5639
フリーダイヤルFAX 0120-390255

札幌東営業所 〒003-0012 札幌市白石区中央2条2丁目
TEL 011-842-0022 FAX 011-841-0380
札幌西営業所 〒063-0850 札幌市西区八軒10条西12丁目
TEL 011-631-4181 FAX 011-631-4184



エイチケイエム紙商事株式会社

<http://www.hk-m.co.jp>

〒006-0832 札幌市手稲区曙2条4丁目3-27

本社／Tel.011-699-8686 Fax.011-699-8687

製本事業部／Tel.011-699-7887 Fax.011-699-7888

紙加工事業部／札幌市西区二十四軒2条1丁目1-68
Tel.011-643-9565 Fax.011-641-7144

室蘭営業所／室蘭市寿町2丁目16-5
Tel.0143-43-1843 Fax.0143-43-1712

環境に配慮した新しい文化創造の、トータル・プランナーとして。



紙・包材の総合商社

日藤株式会社

本社 〒060-8721 札幌市中央区北3条西14丁目2番地
TEL(011)210-2100 FAX(011)261-6034
支店／道東・道南・道北 営業所／釧路・東京

FUJIFILM



新次元エコの第2章が、始まる。

環境対応サーマルCTPシステム[エコネックス II]



富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ株式会社

北海道支店 〒060-0042 札幌市中央区大通西六丁目1番地 富士フイルム札幌ビル
011(241)9325 ホームページ <http://ffgs.fujifilm.co.jp>

21世紀の新しい印刷産業を探究

☆求めるのは☆

『驚きと感動のものづくり』

情報価値創造企業の実現をお手伝い

国内外のトップメーカーを知り尽くした

フカミヤが納得のネットワークシステムをご提案

印刷機材の総合ディーラー

株式会社 **フカミヤ** 札幌市中央区大通西8丁目
電話 011-231-7147

FUJIFILM

富士フイルム<感圧紙>

富士フイルム ビジネスサプライ株式会社

札幌営業所■〒060-0042 札幌市中央区大通西6丁目1番地(富士フイルム札幌ビル) TEL (011)241-9400

スクリーン印刷 ステッカー、プラスチック加工品、POP
スクラッチ、UV印刷、点字印刷

ラミネート加工 バンフ、パッケージなどに●確かな技術
種類・スピード●名刺大からL全判まで

サイン工事 店舗、商業施設の屋内外サインの他、
自立看板、壁面看板などの製作施行まで



株式会社 特殊印刷

TEL(011) 811-1735

FAX(011)822-1135

札幌市豊平区豊平6条3丁目4-25



おかげさまで41周年
ありがとうございます

「伝える」から「伝わる」へ

HATAMOTO
www.hatamoto.cc

印刷も Webも 電子書籍も



おかげ
さまで
80周年



株式会社 正文舎

〒003-0802 札幌市白石区菊水2条1丁目4-27

TEL.011-811-7151 / FAX.011-813-2581

http://www.syoubunsha.co.jp

シール・ラベル・ステッカー・特殊印刷物



HIROMI SANGYO co.,ltd.

株式会社 ヒロミ産業



札幌市西区発寒14条2丁目2-21

TEL 011-666-3323

FAX 011-666-3930

URL:http://www.hiromisangyo.jp/



ビジネスフォーム

一般商業印刷

ロールペーパー

システム開発



温もりが情報をかえる

株式会社 **アイテックサプライ**

札幌市東区北10条東2丁目 三上ビル3F

TEL(011)748-3777 FAX(011)748-3778

釧路営業所/釧路市川上町4丁目2-1 まるたビル6F

TEL (0154) 32-1100 FAX (0154) 32-1101

工場/札幌市東区北36条東2丁目2-3 9

Shop/プリントスタジオアーチ

札幌市中央区南1条西6丁目 東急ハンズ札幌店6F

スピードと品質を両立させ

環境にも配慮した

LED-UV印刷システムを導入!



株式
会社

東和プリント

〒060-0006

札幌市中央区北6条西14丁目1番地1 ユーアイN6ビル

TEL 011(208)5535 FAX 011(208)5538

ラミネートのことならホクラミへ

ラミネート加工



プリントサービス



ノベルティ製作

株式会社 **ホクラミ**
TEL(011) 512-3378

FAX(011) 512-4289
E-Mail:hokurami@h-ls.com
札幌市中央区南9条西12丁目2番30号

http://www.h-ls.com

ホクラミ 検索

「伝える」チカラ。

- ビジネスフォーム ●平版印刷 ●製本 ●OCR ●カーボン複写伝票
- 一般事務用印刷物 ●オンデマンド印刷 ●新聞 ●記念誌 ●各種テキスト
- パンフレット ●チラシ ●ラミネート ●印刷デザイン各種 ●ホームページ作成



株式会社 **パスカル・プリンティング**

http://www.pascal-printing.com/

□[本社・工場] 〒063-0836 札幌市西区発寒16条14丁目4番5号
TEL.011-663-9101 FAX.011-662-8304

あらゆる媒体への印刷を可能に...

**プラスチック
カード**のことなら

バーコード・エンコード
入出力対応!
短期・印刷態勢完備!

- プリペイドカード
- 磁気入プラスチックカード
- プラスチックIDカード
- IC(RFID)カード

FSC 福井商会株式会社

〒003-0029 札幌市白石区平和通8丁目北6-11 TEL(011)861-6830 FAX(011)863-1528
E-mail:info@fukui-shoukai.co.jp URL:http://www.fukui-shoukai.co.jp



RICOH
imagine. change.

**RICOH Pro
C5110S/C5100S**

www.ricoh.co.jp/pp/pod/

※写真はRICOH Pro C5110S にオプションを装着したものです。

リコー・ジャパン株式会社

〒060-0807 札幌市北区北7条西2-8-1 札幌北ビル
TEL:011-700-5505 FAX:011-700-5532